

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題

建築行政の課題

- **建築確認・検査の課題**
 - ・ 複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された
 - ・ 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難
 - ・ 建築士が設計を行うことで審査省略される木造住宅において構造耐力上の違法行為があった
- **指定確認検査機関の課題**
 - ・ 指定確認検査機関の要件強化が必要
 - ・ 指定確認検査機関の監督強化が必要

建築士制度の課題

- **建築士の資質・能力の課題**
 - ・ 元請建築士の能力不足 等
- **建築設計の専門分化の課題**
 - ・ 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確
- **建築士事務所の課題**
 - ・ 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要
- **違法行為に対する罰則等の課題**
 - ・ 違法行為に対する罰則等が不十分

消費者保護の課題

- **瑕疵担保責任履行の実効性の課題**
 - ・ 住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

I. 建築基準法等の一部改正(第164回通常国会)

- ◆ **建築確認・検査の厳格化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 高度な構造計算を要する一定高さ以上等の建築物について、構造計算適合性判定の義務付け
 - ・ 3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け
 - ・ 建築確認・検査の指針の策定及び公表
- ◆ **指定確認検査機関の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 指定要件の強化(損害賠償能力、公正中立要件等)
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に関する情報開示(監督命令等)

- ◆ **建築士等の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止
 - ・ 確認申請書等に設計を担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け
 - ・ 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名等を毎年度知事に報告、知事による当該書類の閲覧
- ◆ **罰則の強化等 [H19.6.20施行]**
 - ・ 建築士等に対する罰則の大幅な強化 等
 - ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示 [H18.12.20施行]**
 - ・ 宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

II. 建築士法等の一部改正(第165回臨時国会)

- ◆ **小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し**
[設計者等向け講習会を実施。一定の周知期間をおき、設計者等が内容を十分に習熟した後、施行予定]

- ◆ **建築士の資質・能力の向上 [H20.11.28施行]**
 - ・ 建築士に対する定期講習の受講義務付け 等
- ◆ **高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化 [H21.5.27施行]**
 - ・ 構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け
- ◆ **設計・工事監理業務の適正化等 [H20.11.28施行]**
 - ・ 管理建築士の要件強化、重要事項説明の義務付け等
 - ・ 一定の建築設計等について一括再委託の全面的禁止
 - ・ 建築士名簿の閲覧
- ◆ **団体による自律的な監督体制の確立 [H21.1月5日施行]**
 - ・ 建築士事務所協会等の法定化 等

III. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(第166回通常国会)

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力確保措置の義務付け等 [H21.10.1施行]**
 - ・ 保険や供託の仕組みを活用した資力確保の義務付け
- ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定 [H20.4.1施行]
- ・ 保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備 [H20.4.1施行]

姉齒元建築士等の関与物件、既存マンション等のサンプル調査等の状況

平成22年3月8日現在

調査対象	調査対象数	調査済み							調査中
		偽装あり※1			誤り等あり※2				
			耐震性			耐震性		問題なし	
			○	×		○	×		
姉齒元建築士の関与物件	205※4	99※5	11	80	1	0	1	90	0
浅沼元二級建築士の関与物件	143	29	16	12	6	2	4	108	0
(株)田村水落設計の関与物件	229	9※6	1	8	20	17	3	200	0
指定確認検査機関の確認物件からのサンプル調査※3	103	0	0	0	26	25	1	77	0
既存マンション等のサンプル調査	389	2※6	1	1	57	53	4	330	0
(有)藤建事務所の関与物件	104	6	5	1	12	11	1	86	0

※1 偽装:①本人が認め、その事実を特定行政庁で確認した場合、②本人が認めない場合でも、特定行政庁において、計算過程で明らかに意図的な差替えを行っていることが確認された場合又は意図的な差替えを行わなければならないような出力結果が確認された場合。

※2 誤り等:図書相互の不整合や計算の誤り等。

※3 国指定50機関の確認済物件から設計条件の厳しい(余裕の少ない)103件のマンション等を抽出して構造計算の調査を実施。

※4 工事中止・所在不明等の15件を含む。

※6 「偽装あり」は「偽装の疑いが強い」を含む。

※5 工事未着工等のため耐震性を検討していない8件を含む。

一個人による偽装のみならず、複数の物件で図書相互の不整合や誤り等が存在

改正建築基準法の施行に伴う建築確認手続き等の厳格化

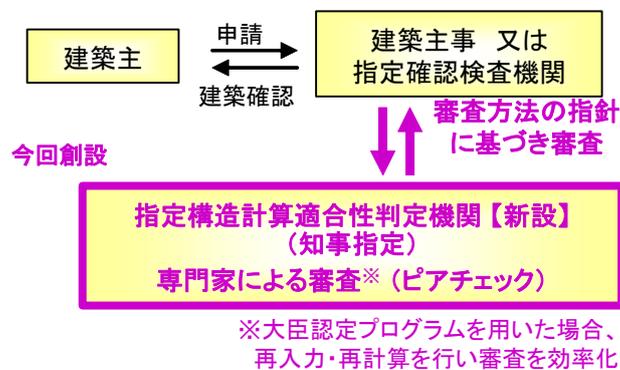
平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止するため、平成18年に建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法等の一部改正が行われ、平成19年6月20日より施行された。

改正のポイントは、以下のとおりである。

① 構造計算適合性判定制度の導入

通常の建築確認に加え、高度な構造計算を行う建築物*を対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査(ピアチェック)を義務付け

※ 高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象となるが、比較的小規模な建築物でも、耐力壁の量が少ないもの、柱の間隔が大きいもの等は対象となる場合がある。



② 確認審査期間の延長

21日間→35日間 (大臣認定プログラムによらない場合等は最大70日間)

※ 木造2階建て住宅等の小規模建築物は、従前通り7日間

③ 確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施

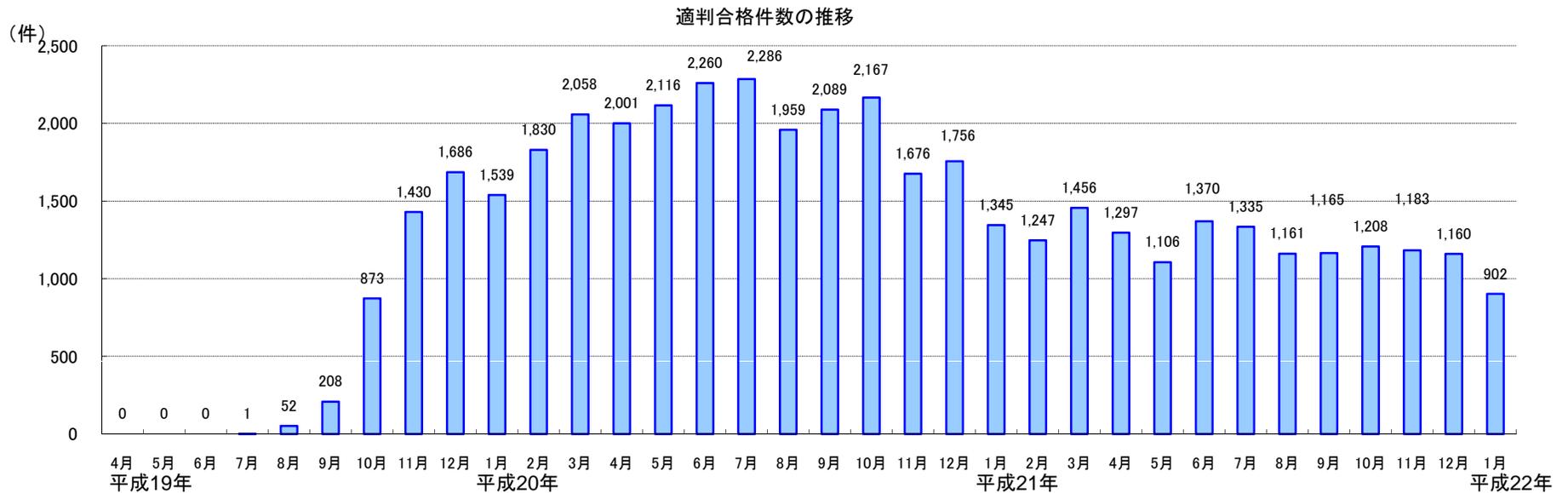
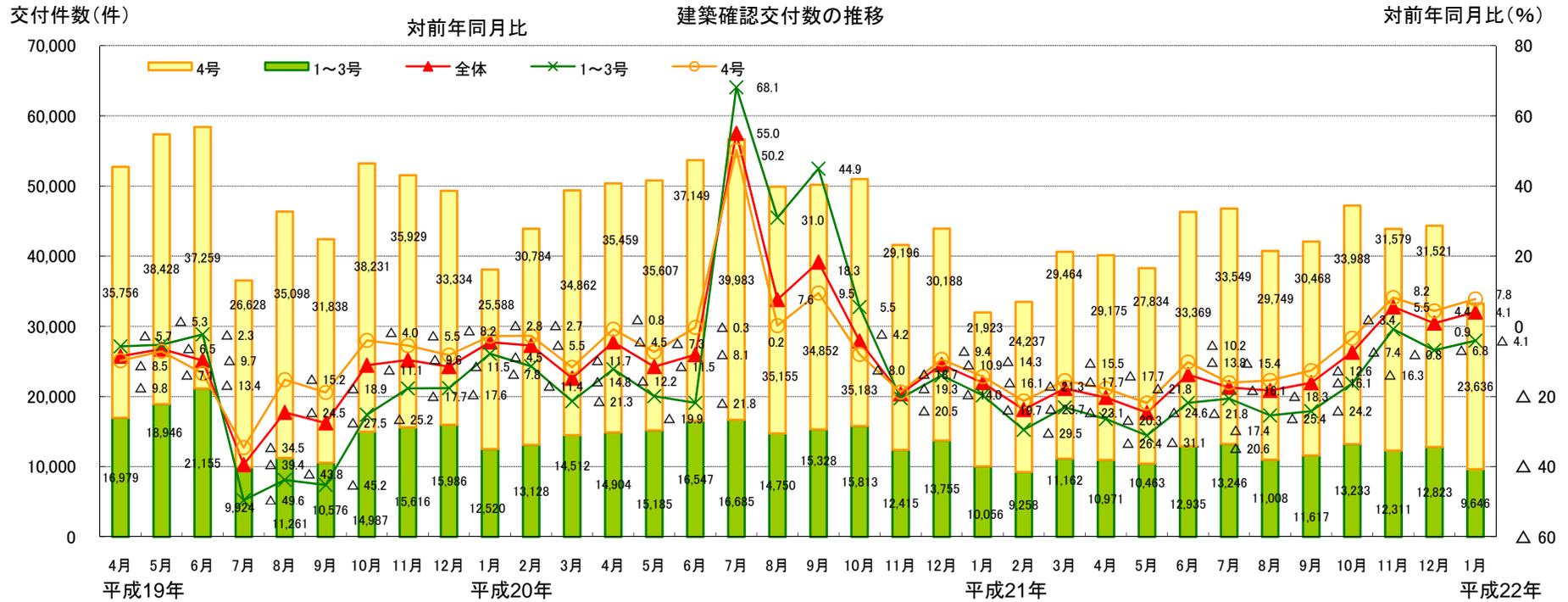
ずさんな設計図書を審査段階で補正する不適切な慣行があったため、軽微な不備を除き、補正を認めないこととした。また、これに関連して、申請図書や記載事項の拡充を行うとともに、計画の変更をしようとする場合、原則として、当該変更箇所の工事に着手する前に建築確認を受けなければならない旨を明確にした。

④ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

⑤ 構造基準の見直し

一連の偽装案件等において、一部の構造設計者が恣意的な解釈を行い、危険側の条件設定をしている実態が判明したため、構造基準の見直しを行い、構造設計時の計算方法や条件設定の方法等を明確化した。

建築確認交付件数等の推移



1. 建築確認(構造計算適合性判定対象物件)の日数の推移

(単位 日)

	平成20年												平成21年												平成22年	平成20年1月 と平成22年1 月の差
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
事前相談期間	37.7	32.7	33.6	34.8	32.4	33.7	30.2	31.4	30.1	29.5	30.7	30.7	29.8	26.6	25.8	29.4	26.7	25.8	23.3	24.1	22.0	25.3	22.0	27.8	27.3	▲ 10.4
確認期間	63.8	64.4	64.3	60.2	59.1	60.2	59.9	57.3	58.5	59.0	57.3	55.6	53.0	55.1	51.1	48.0	50.6	47.4	46.9	43.4	43.8	44.2	44.7	37.4	40.2	▲ 23.6
うち適判期間	39.3	39.6	34.9	34.1	34.4	34.5	33.1	32.2	32.5	32.0	32.1	27.7	31.1	27.1	25.8	24.1	26.9	22.6	22.8	23.9	22.9	22.5	21.2	18.8	23.3	▲ 16.0

(注1) 審査期間には、設計者による申請図書の訂正等の審査中断期間が含まれる。

(注2) 審査期間には、年末年始、土日等の審査機関の休日が含まれる。

(注3) 対象は、全国の特定行政庁及び指定確認検査機関で各月の最初の5営業日(21年1月は年末年始の各3日)に確認済証が交付された物件のうち、構造計算適合性判定を実施したもの。(適判期間のうち平成20年12月以降は、各月に構造計算適合性判定を実施したすべてのもの。)

2. 平成22年1月の状況

(単位 日)

事前相談	
総日数	27.3
うち実審査日数	9.8

確認期間		
		うち適判
総日数	40.2	23.3
うち実審査日数	24.9	7.0

(注) 実審査日数: 設計者による申請図書の訂正等の審査中断期間を除いた日数。

(参考1) 改正後の建築基準法で定める審査日数(=確認期間のうち実審査日数)

- ・構造計算適合性判定対象の建築物
(大臣認定プログラムを用いない場合) 70日以内
- ・上記以外の1~3号建築物 35日以内
- ・4号建築物(小規模木造戸建住宅等) 7日以内

(参考2) 小規模建築物(4号建築物)の状況

確認期間	
総日数	5.7

※H20.10実施の実態調査に基づくもの

建築物の規模

構造計算ルート

手続き

超高層建築物

高さ60m超

⑤ 時刻歴応答解析

大臣
認定

+

建築
確認

大規模建築物

木造：高さ13m又は軒高9m超
鉄骨造：階数4以上
RC造：高さ20m超 等
※ただし、任意に構造計算ルート②～④とした場合の中規模建築物を含む。

④ 限界耐力計算

③ 保有水平耐力計算（ルート3）

② 許容応力度等計算（ルート2）

高さ31m超の建築物は不可

建築
確認

+

構造計算
適合性判定
(ピアチェック)

中規模建築物

木造：3階以上又は延べ面積500㎡超
木造以外：2階以上又は延べ面積200㎡超
組積造：高さ13m又は軒高9m超 等

① 許容応力度計算（ルート1）

建築
確認

※ルート1でも大臣認定プログラムを使用した場合は構造適合性判定の対象となる

小規模建築物

(構造計算不要)

建築
確認

構造計算適合性判定に要した日数(平成22年1月)

2010年2月26日
国土交通省調べ

指定構造計算適合性判定機関名	総判定件数 ^{※1} (a)		総判定件数(a) に対する平均日数	
	うち 中断日数 ^{※2} が60日以上 のもの(b)	平均総判定 日数 ^{※3}	平均実判定 日数 ^{※4}	
全国総計及び全国平均	902	5	23.3	7.0
北海道	13	2	38.0	4.6
(株)建築住宅センター	2	0	30.5	11.0
(財)岩手県建築住宅センター	5	0	43.4	11.0
宮城県	0	0	0.0	0.0
(財)宮城県建築住宅センター	0	0	0.0	0.0
(財)日本住宅・木材技術センター	1	0	42.0	32.0
(財)秋田県建築住宅センター	6	0	28.8	7.0
山形県	1	0	18.0	4.0
福島県	9	0	36.1	20.1
(財)茨城県建築センター	13	0	20.4	4.1
(財)栃木県建設総合技術センター	0	0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0.0	0.0
(一財)群馬県建築構造技術センター	7	0	28.7	5.6
(財)さいたま住宅検査センター	11	0	23.6	8.6
(社)日本膜構造協会	0	0	0.0	0.0
(財)千葉県建設技術センター	40	0	27.0	6.9
(財)日本建築センター	39	0	20.5	5.6
日本ERI(株)	29	0	15.4	5.8
(財)日本建築設備・昇降機センター	33	0	17.0	3.5
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	21	0	13.9	3.1
(財)住宅金融普及協会	35	0	18.7	2.5
(財)ベターリビング	14	0	19.1	5.5
(株)都市居住評価センター	29	0	21.1	6.2
(株)建築構造センター	44	0	15.5	4.7
(株)東京建築検査機構	6	0	24.7	6.3
ハウスプラス確認検査(株)	1	0	12.0	5.0
(株)グッド・アイズ建築検査機構	11	0	18.9	4.8
ビューローベリタスジャパン(株)	21	0	19.3	5.0
(株)国際確認検査センター	6	0	10.3	4.1
アウェイ建築評価ネット(株)	14	0	10.8	3.2
(株)ビルディングナビゲーション確認評価	0	0	0.0	0.0
(財)神奈川県建築安全協会	11	0	21.8	13.0
(株)神奈川県建築確認検査機関	5	0	12.2	2.2
新潟県	0	0	0.0	0.0
(財)新潟県建築住宅センター	7	0	19.7	3.0
(財)富山県建築住宅センター	3	0	21.7	10.0

指定構造計算適合性判定機関名	総判定件数 ^{※1} (a)		総判定件数(a) に対する平均日数	
	うち 中断日数 ^{※2} が60日以上 のもの(b)	平均総判定 日数 ^{※3}	平均実判定 日数 ^{※4}	
全国総計及び全国平均	902	5	23.3	7.0
(財)石川県建築住宅総合センター	6	0	18.3	6.3
(財)福井県建築住宅センター	3	0	37.7	6.7
長野県	0	0	0.0	0.0
(財)長野県建築住宅センター	7	0	37.0	9.7
岐阜県	8	0	31.5	18.1
NPO静岡県建築技術安心支援センター	36	0	24.0	8.2
愛知県	4	2	61.0	10.2
(財)愛知県建築住宅センター	60	0	24.4	6.5
(財)三重県建設技術センター	26	1	35.0	12.6
(財)大阪建築防災センター	56	0	27.0	4.0
(財)日本建築総合試験所	78	0	27.7	7.9
(財)兵庫県住宅建築総合センター	50	0	26.6	9.0
建築検査機構(株)	0	0	0.0	0.0
岡山県	5	0	20.6	6.4
広島県	19	0	34.3	20.4
(株)ジェイ・イー・サポート	5	0	27.2	15.0
山口県	0	0	0.0	0.0
(財)山口県建築住宅センター	10	0	30.2	8.6
(株)愛媛建築住宅センター	8	0	24.7	14.3
高知県	2	0	17.0	6.5
(財)福岡県建築住宅センター	29	0	15.3	3.3
佐賀県	3	0	29.3	12.0
(財)熊本県建築住宅センター	13	0	24.6	6.4
大分県	9	0	23.3	9.0
宮崎県	1	0	42.0	8.0
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	15	0	11.8	6.0
沖縄県	0	0	0.0	0.0
(財)沖縄県建設技術センター	9	0	19.7	7.8
沖縄建築確認検査センター(株)	3	0	24.0	5.7

注) 総判定日数等の日数カウント方法は指定構造計算適合性判定機関の業務規定上等の取り扱いとは異なる場合があります。

※1 当該1ヶ月の間に判定結果通知書(平成19年国土交通省告示第835号第二第4項第三号に規定する通知書をいう。)を交付した総件数。確認申請が取り下げられたものの件数は含まない。

※2 中断日数とは、判定できない旨の通知(平成19年国土交通省告示第835号第二第4項第四号に規定する通知書をいう。)を行った日の翌日から追加説明書(平成19年国土交通省告示第835号第一第5項第三号に規定する追加説明書)の提出があった日までの日数。

※3 総判定日数とは、構造計算適合性判定の求めがあった日から判定結果通知書を交付した日までの日数。

※4 実判定日数とは、総判定日数から中断日数を除いた日数。

構造計算適合性判定機関の指定状況等一覧(都道府県別)

No	都道府県	構造計算適合性判定の実施機関	実施機関数
1	北海道		1
2	青森県	(株)建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、ハウスプラス確認検査(株)、(株)建築構造センター、(株)東京建築検査機構	6
3	岩手県	(財)日本建築センター、(財)岩手県建築住宅センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構	4
4	宮城県	県、(財)宮城県建築住宅センター、日本ERI(株)、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)	11
5	秋田県	(財)秋田県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター	6
6	山形県	県、(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構	8
7	福島県		1
8	茨城県	(財)茨城県建築センター、(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)ベターリビング	4
9	栃木県	(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)栃木県建設総合技術センター、(株)国際確認検査センター、(株)東京建築検査機構、(株)建築構造センター、ビューローベリタスジャパン(株)	7
10	群馬県	(財)日本建築センター、(株)建築構造センター、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)グッド・アイズ建築検査機構、アウェイ建築評価ネット(株)、ハウスプラス確認検査(株)、(株)都市居住評価センター、日本ERI(株)、(財)住宅金融普及協会、(株)国際確認検査センター、(財)ベターリビング、(株)東京建築検査機構、(財)群馬県建築構造技術センター	13
11	埼玉県	(財)さいたま住宅検査センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)ベターリビング、(財)住宅金融普及協会、(社)日本腹構造協会、日本ERI(株)、(株)建築構造センター、(株)都市居住評価センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)国際確認検査センター、(株)東京建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)、アウェイ建築評価ネット(株)、(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構、(財)日本住宅・木材技術センター	17
12	千葉県	(財)千葉県建設技術センター、(財)日本建築センター	2
13	東京都	(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(財)住宅金融普及協会、(財)ベターリビング、(株)都市居住評価センター、(株)建築構造センター、(株)東京建築検査機構、ハウスプラス確認検査(株)、(株)グッド・アイズ建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)国際確認検査センター、アウェイ建築評価ネット(株)、日本ERI(株)	14
14	神奈川県	(財)神奈川県建築安全協会、(株)神奈川県建築確認検査機関、(財)日本建築センター、(財)住宅金融普及協会、(財)日本建築設備・昇降機センター、(財)ベターリビング、日本ERI(株)、(株)東京建築検査機構、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)都市居住評価センター、(株)グッド・アイズ建築検査機構、(株)建築構造センター、ハウスプラス確認検査(株)	13
15	新潟県	(財)日本建築センター、(財)新潟県建築住宅センター	2
16	富山県	(財)富山県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
17	石川県	(財)石川県建築住宅総合センター、(財)日本建築センター	2
18	福井県	(財)福井県建築住宅センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
19	山梨県	(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、日本ERI(株)	3
20	長野県	県、(財)長野県建築住宅センター	2
21	岐阜県	県、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木造技術センター	4
22	静岡県	特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター、(財)日本建築センター	2
23	愛知県	県、(財)愛知県建築住宅センター	2
24	三重県	(財)三重県建設技術センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所	3
25	滋賀県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
26	京都府	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
27	大阪府	(財)大阪建築防災センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
28	兵庫県	(財)兵庫県住宅建築総合センター、(財)日本建築センター	2
29	奈良県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
30	和歌山県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	2
31	鳥取県	(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)、建築検査機構(株)、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)建築構造センター	5
32	島根県	(財)日本建築総合試験所、(株)建築構造センター	2
33	岡山県	(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
34	広島県	県、日本ERI(株)、(株)ジェイ・イー・サポート	3
35	山口県	県、(財)山口県建築住宅センター、(財)日本建築総合試験所	3
36	徳島県	(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木材技術センター、ビューローベリタスジャパン(株)、(株)東京建築検査機構	5
37	香川県	(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(財)日本建築総合試験所	3
38	愛媛県	(財)日本建築総合試験所、(株)愛媛建築住宅センター	2
39	高知県	県、(財)日本建築総合試験所	2
40	福岡県	(財)福岡県建築住宅センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本建築センター	3
41	佐賀県		1
42	長崎県	(財)日本建築センター、日本ERI(株)、(株)建築構造センター、(株)国際確認検査センター	4
43	熊本県	(財)熊本県建築住宅センター、(財)日本建築センター	2
44	大分県		1
45	宮崎県	県、(財)日本建築センター、(財)日本住宅・木材技術センター、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)	5
46	鹿児島県	(財)鹿児島県住宅・建築総合センター、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、(財)日本住宅・木材技術センター、(株)建築構造センター	5
47	沖縄県	県、(財)沖縄県建設技術センター、沖縄建築確認検査センター(株)、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所、日本ERI(株)、ビューローベリタスジャパン(株)	7
		合計	202

注)機関によっては規模等を限定して判定を行っている場合があります。

※平成22年1月1日時点(国土交通省への報告内容に基づき作成)

目的

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

主な改正内容

1. 建築士の資質、能力の向上

(H20.11.28施行)

- ◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し
 - ・ 学歴要件の見直し
現行: 所定の学科卒業
↓
改正: 指定科目の履修
 - ・ 実務経験要件の適正化
原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

(H21.5.27施行)

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け
 - ※ 一定の建築物について
<構造設計の場合>
 - ・ 高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物(鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等)
 - <設備設計の場合>
 - ・ 階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

(H20.11.28施行)

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化
- ◆ 管理建築士等による設計・工事監理契約締結時の重要事項説明の義務付け
- ◆ 一定の共同住宅の設計・工事監理の一括再委託(丸投げ)の禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧の実施

4. 団体による自律的な監督体制の確立

(H21.1.5施行)

- ◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士制度の円滑施行に向けた取組み

<構造設計一級建築士の関与が必要な建築物>

- ・鉄筋コンクリート造高さ20m超
- ・鉄骨造4階建て以上
- ・木造高さ13m超又は軒高9m超 等

<設備設計一級建築士の関与が必要な建築物>

- ・階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超

<資格者の確保>

○構造／設備設計一級建築士講習修了者数等

	修了者数				対象建築物の 件数（概数）
	みなし講習	H20年講習	H21年講習	合計	
構造	6,677人	1,085人	501人	8,263人	約20,000件/年※1
設備	2,727人	463人	512人	3,702人	約2,000件/年※2

※1：ピアチェック申請件数（平成20年度の実績）をもとにした参考値

※2：設備設計一級建築士の関与対象物件実態調査をもとにした参考値

<サポート体制の構築>

○都道府県サポートセンターの設置

（平成21年2月16日までに全都道府県の建築士事務所協会に設置済）

○資格者リストを都道府県サポートセンターにて公開

構造：4,112人

設備：1,592人

（平成22年2月28日時点）

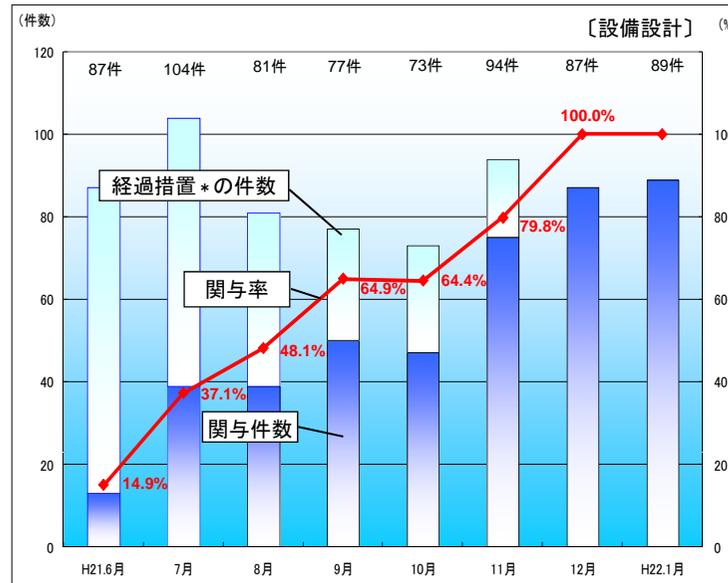
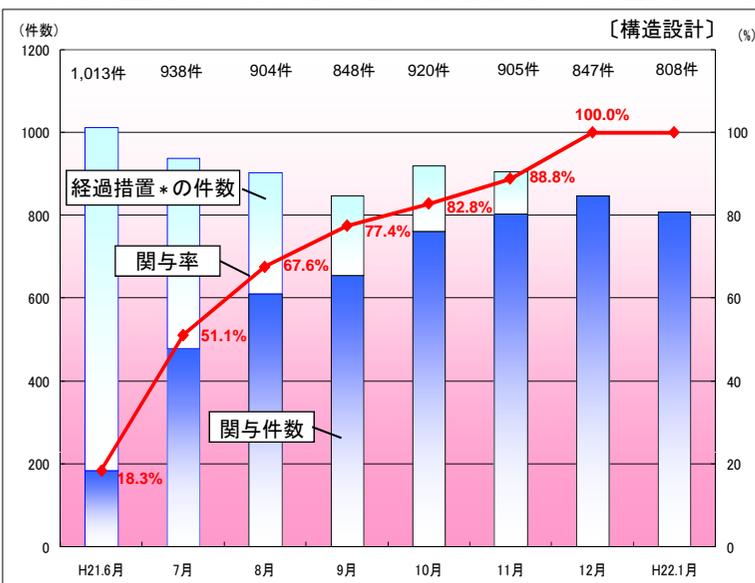
○協力事務所リストをホームページで公開

構造：997事務所

設備：333事務所

（平成22年2月28日時点）

<対象建築物に対する構造／設備設計一級建築士の関与状況>（注）新築の当初申請の件数



* 平成21年5月26日以前の設計は11月26日までは関与不要

関与率が漸増するなか平成21年11月27日に全面施行。現在のところ、経済に影響を及ぼすような遅延・混乱は生じていない。

改正建築基準法による罰則強化について

○ 平成19年施行の改正建築基準法により、違反建築物の是正命令違反や耐震基準など重大な実体規定違反について、現行の法定刑を大幅に引き上げ、最高で懲役3年又は罰金300万円の刑を科し、さらに法人の代表者や従業員がこれらの違反をした場合にはその法人について最高で罰金1億円の刑を科すこととした。これらは、生命、健康等にかかわる他法令における類似の罰則との均衡を失しない範囲で、最も厳しい法定刑として設定したものである。

<主な罰則の引き上げについて>

違反内容	改正前	改正後
工事施工停止命令等の違反（98①一）	懲役1年／罰金300万円 (法人の場合罰金1億円※)	懲役3年／罰金300万円 (法人の場合罰金1億円※)
構造耐力（小規模建築物に係るものを除く。）に係る基準等の違反（98①二～五、②）	罰金50万円	懲役3年／罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)
屋根不燃区域における屋根の構造に関する基準等の違反（99①五、六、十二、十三、②）	罰金50万円	懲役1年／罰金100万円 (法人の場合罰金1億円)
建築確認、完了検査、中間検査に関する違反、既存不適格建築物に対する是正命令等に関する違反（99①一～四）	罰金30、50、100万円	懲役1年／罰金100万円
指定確認検査機関等の指定機関による秘密漏洩等の不正行為又は業務停止命令の違反行為（99七～十一、100）	懲役1年／罰金50万円	懲役1年／罰金100万円
敷地の衛生に関する基準等の違反等（101）	罰金50万円	罰金100万円
指定機関、建築主等に係る手続違反（102、103）	罰金30万円	罰金50万円
指定確認検査機関が書類を閲覧させない場合の過料（105二）	—	30万円

※ 一定の違反建築物に係るものに限る。

改正建築士法による罰則及び懲戒処分基準の強化について

1 建築士に対する罰則の強化

違反内容	罰則内容	
	改正前	改正後
建築士の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明 (H19.6.20施行)	—	懲役1年以下／ 罰金100万円以下
業務を行う目的での建築士の名称の使用禁止違反(*)、 建築士でなければできない建築物の設計等の違反等 (H19.6.20施行)	懲役1年以下／ 罰金30万円以下	懲役1年以下／ 罰金100万円以下
建築士等の名称の使用禁止違反(上欄(*)の場合を除く) (H19.6.20施行)	罰金20万円以下	罰金30万円以下
建築士免許証等の返納義務違反、重要事項説明時免許証提示違反 (H20.11.28施行)	—	過料10万円以下

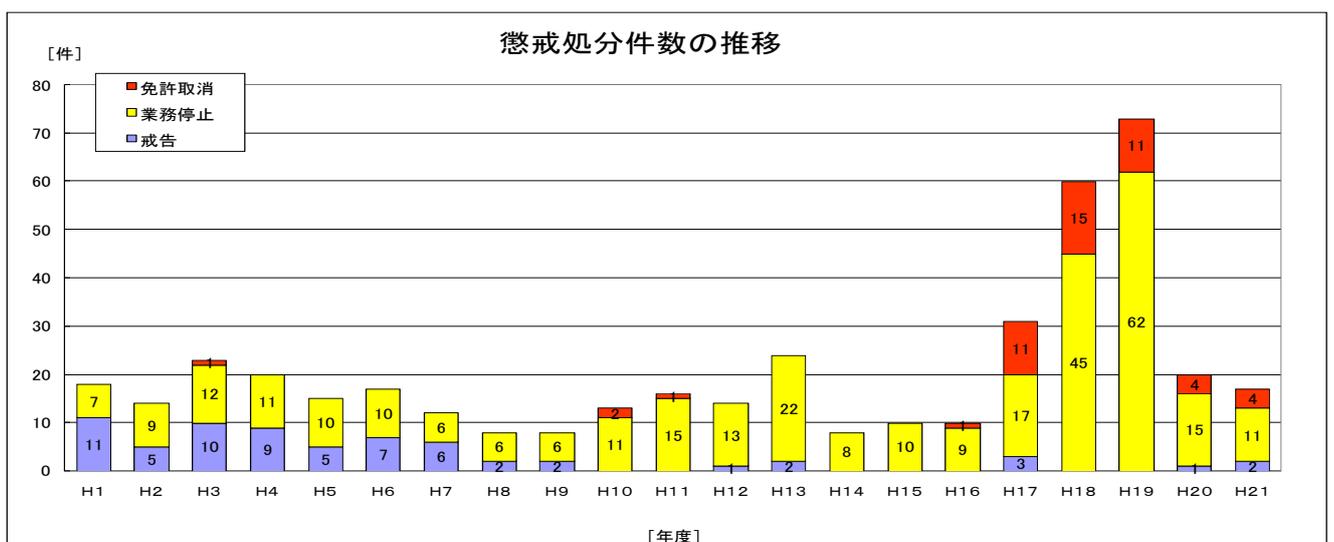
2 建築士に対する懲戒処分基準の強化の概要

懲戒事由	処分内容	
	改正前	改正後 (H19.5.31改正)
1 禁錮以上の刑に処せられた場合	業務停止(刑期の1/6) ～免許取消	免許取消(法改正)
2 建築物の建築等に関し罰金刑に処せられた場合	— (違反設計等による処分)	免許取消(法改正)
3 違反設計		
a 建築物の倒壊・破損等の発生に繋がる おそれのある場合(耐震強度不足)	業務停止3月 (ただし、建築物の倒壊・破損 等が生じた場合は業務停止3月 ～免許取消)	業務停止6月 ～業務停止12月
b その他の場合		業務停止3月
4 名義貸し	業務停止3月	業務停止3月
5 違反行為の指示等	—	業務停止3月
6 信用失墜行為	—	業務停止1月

注・赤字は改正部分

・改正後1.2は建築士法9条に基づき免許を取り消さなければならない。その他は建築士法10条による懲戒処分基準

・処分を行うべき2以上の行為について併せて処分を行う場合(複数物件で違反設計を行った場合等)は、最も重い懲戒事由に加重する



3 建築士の懲戒処分の公表(H19. 6. 20施行)

建築士に対して懲戒処分を行った場合には、処分を受けた建築士の氏名、処分の内容、処分の原因となった事実について公告しなければならない。